

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
日本電気株式会社	東京都港区芝 5 - 7 - 1	1-005526
富士通(株)	東京都港区東新橋 1 - 5 - 2	1-004661

2 指名停止措置期間

平成29年 3月 9日～平成29年 6月 8日(3か月間)

入札参加資格を有しない大井電気株式会社(神奈川県横浜市港北区菊名7 3 16)は指名停止措置の対象ではないが、今後、有資格者となった場合、この指名停止期間の始期から3か月の指名停止措置を行う。

3 指名停止措置の適用範囲

常陸太田市が発注する工事等

4 事実概要

1に掲げるもの及び大井電気(株)は中部電力株式会社が発注するハイブリット光通信装置等について、受注金額の低落防止を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、取引分野における競争を実質的に制限したとの事実を理由に、平成29年2月15日、公正取引委員会から独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の違反事業者であるとして公表された。なお、3者とも課徴金減免制度の適用を受けている。

5 指名停止理由

公正取引委員会から独占禁止法3条の違反業者とされており、「常陸太田市建設工事等請負業者指名停止等措置要領」(平成2年3月30日付け告示第21号。以下「指名停止等措置要領」という。)別表第2第6号に該当すると認められる。なお、2者とも課徴金減免制度の適用事業者として公正取引委員会から公表されていることから、指名停止措置要領第4条第3項を適用して2分の1の指名停止期間に短縮する。

< 指名停止措置要領別表第2 >

措 置 要 件	期 間
第2条第1項別表第2 (独占禁止法違反行為) 6 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(4号及び5号に掲げる場合を除く。) 第4条第3項 (指名停止の特例) 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。	当該認定をした日から 6か月以上12か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係
 茨城県常陸太田市金井町3690
 電話 0294 72 3111